

## 事業者・施設指定基準に関すること

### 1 指定基準の性格について

- ① 支援費の支給の対象となるのは、支給決定を受けた利用者が都道府県知事の指定した事業者又は施設から支給決定に係るサービスの提供を受けた場合である。

したがって、指定基準は、支援費制度において対象となるサービス提供主体の範囲を特定するものである。

また、特例居宅生活支援費の対象となるのは、指定を受けた事業者以外の者であって、指定基準のうち一定の事項を満たす者から受けたサービス（基準該当居宅支援）に限定される。

- ② 事業者又は施設の指定は、事業者又は設置者からの申請により行われることとなるが、その際の指定基準としては、居宅支援事業者に関しては、従事者に関する基準と設備及び運営に関する基準を、施設に関しては、人員、設備及び運営に関する基準を厚生労働省令で規定することとなる。この指定基準は、支援費の対象となるサービスについて一定のサービスの質を確保するとともに、サービス提供主体としての遵守事項を規定することにより、利用契約制度の円滑な運営を確保する観点から設けられるものである。

- ③ 指定基準のうち、一定のサービスの質を確保するための人員、設備及び運営に関する基準に相当する部分については、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法において、所要の施設の基準（いわゆる最低基準）が定められ、ホームヘルプ事業等の在宅サービス事業については、それぞれの運営要綱に基づき事業が実施されるとともに、民間の在宅サービス事業者についての「ガイドライン」が策定されていることから、原則として、こうした最低基準等を基に規定することとなる。